

個体群管理を安全かつ効率的に行う仕組み・体制の構築について  
(農林業者自らが行う被害の防止のための捕獲の推進 等)

1. 囲いわな・箱わなによる捕獲に係る規制緩和について

- 第5回小委員会において、農林業者が被害防止を目的に事業地内で行う囲いわな・箱わなによる捕獲に係る規制緩和について議論を行った。
- わなによる捕獲に係る規制緩和については、農林業者自らが行う被害防止のための捕獲の推進に寄与するものであるが、
  - ・ 狩猟免許非所持者が捕獲許可を受けずに設置したわなについては、人身被害等に対する安全性の確保が難しい
  - ・ 狩猟免許、捕獲許可ともに不要となれば違法なわなの取締りや捕獲情報の把握ができない
  - ・ 餌付けを伴う安易なわなの設置は、餌により鳥獣を誘因し被害を拡大するおそれがある
  - ・ クマ類の混獲やニホンザルの群れ全頭捕獲等鳥獣保護管理の上で大きな問題が生じるおそれがある等、規制緩和に慎重な意見があった。
- 一方、安全性の確保については、わなの設置場所を事業地内に限定することや講習を義務づけることで、また、違法わなの取締りや捕獲情報報告については、わなの設置を事前届出制にすることで対応することが可能との意見があった。
- こうした意見を踏まえ、わなによる捕獲に係る規制緩和については、囲いわな・箱わなによる捕獲の実態把握や安全管理のための仕組みづくり、関係者との調整等多くの課題があることから、引き続き慎重に検討を行うこととする。

2. わな・網猟免許の取得年齢の引き下げについて

- 農林業被害防止のための捕獲の推進に向けて、地域の若い捕獲従事者を確保する観点から、農業高校等の生徒による在学中の狩猟免許取得や、地域ぐるみの捕獲に携わる若者の狩猟免許取得等が可能となるよう、狩猟免許取得年齢をわな猟及び網猟に限り現行の20歳から18歳に引き下げること検討する。

(参考) 第5回小委員会における主な意見

安全管理	捕獲の推進に当たっては地域住民に不安を与えないよう配慮が必要 適切に取締りが出来る仕組みであるべき(事前登録、登録番号の掲示等) 自らの事業地内で行う場合、免許者等の指導を受けて自らの責任でわなをかけるので危険性は問題ない 組織に入らず捕獲等ができる仕組みは安全対策上問題
報告	事後報告のみの義務づけでは、捕獲数の報告がなされないことを危惧
錯誤捕獲等	箱わなは混獲の恐れがあり免許や許可なしで使用させるのは危険 ニホンザルも対象に含まれるが、返しのついた「地獄わな」で群れ丸ごと捕獲される危険があり、無許可で使用できる簡易な箱わなが普及すれば致命的
効果	囲いわな・箱わなは、エサで鳥獣を呼び寄せるため安易に行うと逆効果
その他	規制緩和の条件としている特定計画への記載や講習が、狩猟免許取得より負担が大きいようでは意味がない

(第5回小委員会における委員長とりまとめ)

- ・現在狩猟免許不要となっている囲いわなの手続きの簡素化が考えられる。
- ・囲いわなの利用実態・捕獲実態、問題が起きてないか、をチェックする必要がある。
- ・今の制度で行われる一般狩猟では、狩猟者登録等負担も大きいので不要という意見もあるが、何らかの情報収集という意味でも、登録やチェックができる仕組みがあったほうが良い。
- ・単なる要不要という議論ではなく、もう少し実態に合わせた仕組みを検討する必要がある。
- ・負担が大きな部分をできるだけ簡素化し、かつ各委員が心配されている混獲の問題や違法捕獲などが起きないように仕組みを考えていかないといけない(細かい検討が必要)。